

デジタル庁政策評価基本計画

令和6年3月27日
内閣総理大臣

行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「評価法」という。）第6条の規定及び政策評価に関する基本方針（閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、デジタル庁における政策評価に関する基本的な事項について、次のとおり定める。

1 計画期間

本計画の計画期間は、2024年（令和6年）1月1日から2028年（令和10年）12月31日までとする。なお、本計画期間を試行的取組の期間と位置付け、新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組など、創意工夫を行うものとする。

2 政策評価の実施に関する方針

2.1 基本的考え方

当庁は、政策、施策、事務・事業（以下、単に「政策」という。）について、職員ら政策評価の意義を理解し、自ら進んで積極的に行うよう、政策評価体験を改善するとともに、①政策の目的達成と質の向上、②社会経済の急速な変化への適応力の向上、③職員の政策立案能力の向上と意識改革を図り、もって国民生活の体験価値の向上に寄与することを基本とする。

1) 目的

政策評価は、適宜に、現状やその効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものとして、政策のマネジメント・サイクルの中に組み込まれ、客観的かつ厳格な実施を確保することにより、政策を滞りなく円滑に実施し、普段の見直しや改善につなげるために行うものとする。

2) 政策形成ライフサイクル

ア 政策形成ライフサイクル

政策評価は、「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして、デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下「重点計画」という。）等の企画立案から行政事業レビュー、フォローアップに連なる一連のプロセスに組み込まれ、当庁の政策形成ライフサイクルの基礎となる。

特に、情報システムの整備及び管理については、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（以下「標準ガイドライン」という。）に基づき、行うことを基本とする。

これらをイメージで表すと、情報システムの設計・開発の V 字モデルを拡張した次の図に表す内容となり、それぞれのプロセスにおいて行われる評価・レビューを政策評価と位置付ける。

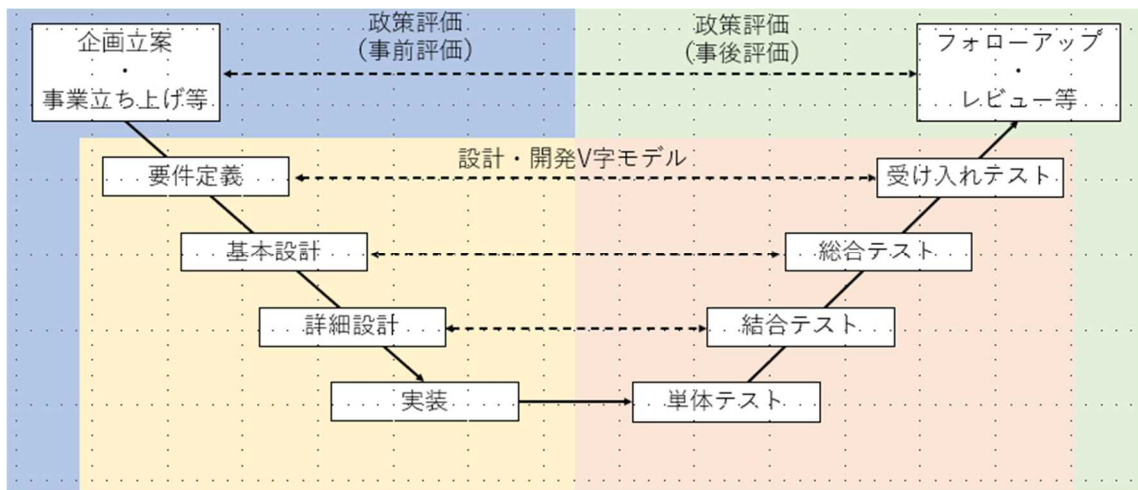


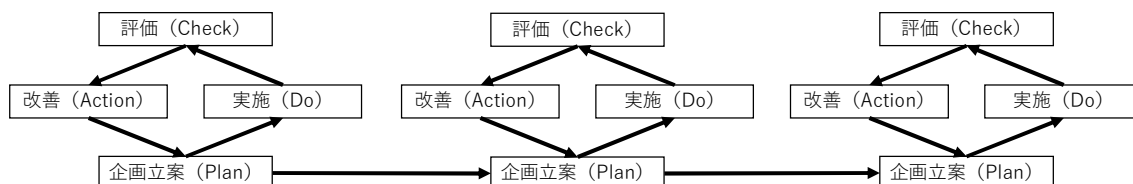
図 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（第3編第7章 設計・開発）掲載の情報システム整備に係る V 字モデルを企画立案・事業立ち上げ等、フォローアップ・レビュー等にまで拡張

イ アジャイル型政策形成等

a) アジャイル型政策形成

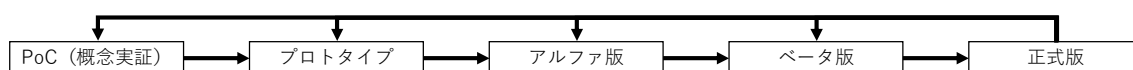
当庁は、政策及び事業の性質に応じて、次に掲げる手法などを参考に、目的を明確に定め (KPI)、達成のための方法 (ロジック・モデル) を明示し、できるだけ多くの頻度、短い間隔で企画立案から評価・レビューまで

のプロセス¹を繰り返すアジャイル型の政策形成を取り入れていくことを基本とする。なお、アジャイル型政策形成は、情報システム開発で用いられるアジャイル開発とは異なる概念であることに留意する。



b) リリースライフサイクル型政策形成

PoC（概念実証）、プロトタイプ、アルファ版²、ベータ版³、正式版⁴といったプロセスからなる政策等のリリースライフサイクル型の政策形成についても、取り入れていくものとし、上記のアジャイル型政策形成と組み合わせ、行うことも有意義である。



注1) PDCAサイクルのほか、OODAループ（「観察 (Observe)」、「状況把握 (Orient)」、「意思決定 (Decide)」、「行動 (Act)」4つのステップを繰り返す手法）やDMAICサイクル（「定義 (Define)、測定 (Measure)、分析 (Analyze)、改善 (Improve)、定着 (Control)」のステップを繰り返す手法）を取り入れることも効果的である。

注2) アルファ版とは、基本形ができたところで公開又は提供し、先進ユーザに使ってもらうことで内容を精査する政策形成過程をいう。

注3) ベータ版とは、ほぼ完成している成果物を公開し最終評価と微修正を行う政策形成過程をいい、アルファ版を経て、ベータ版となる。

注4) 正式版とは、ベータ版の後、最終評価（リリース判定）を経て、正式に政策等として公表又は提供する政策形成過程をいう。

ウ エビデンス（根拠）に基づく政策立案（EBPM）

当庁は、政策立案において、標準ガイドラインが適用されないものも含め、標準ガイドラインの考え方に則して、プロジェクトの立ち上げ段階やサービス・業務企画段階から、現状把握やユーザーリサーチといった現状分析を行うことが要請される。また、サービス・業務がリリースされた以降も、継続的に現状をモニタリングするとともに、評価・レビューし、必要に応じて、

軌道修正を行うことが好ましい。こういった取組を通じて、エビデンス（根拠）に基づく政策立案、政策形成ライフサイクルを推進することを基本とする。

3) 説明責任と情報提供

政策評価の結果については、積極的に情報提供をすることにより、行政の透明性を高めつつ、国民への説明責任を果たすことにより、国民の信頼の向上を図るものとする。なお、プロジェクトに係る内部的な管理プロセスや情報セキュリティに係るものなど、事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、この限りではないものとする。

2.2 政策評価の方式

政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施するものとする。

3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、次の観点を踏まえ行うものとし、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能をより発揮するよう、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。また、これらの観点に加え、政策評価の方式に応じて、それぞれにおいて、必要となる観点到照らして、行うものとする。

1) 必要性

政策効果から見て、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方から見て当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

2) 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

3) 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

4) 公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あ

るいは分配されるものとなっているか明らかにする。なお、政策効果を検証するために実施する政策については、当該政策対象に限定して判断する。

5) 優先性

他の観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにする。

6) 実現性

当該政策が実現可能か、政策の進捗が遅延していないか、進捗に応じた政策効果、目標を達成しているかを明らかにする。

4 政策効果の把握に関する事項

1) 基本的考え方

政策効果の把握は、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策の効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。その際、政策の改善に有益な情報を特定し、それを指標として適切に設定するために、企画立案段階から、政策の実施により得られると想定される効果の発現経路を明確にし、その効果を把握する手法を検討するよう努めるものとする。

2) 効果を把握する手法

政策効果を把握する手法は、できる限り定量的に把握することができる手法を用いるものとする。その際、政策目的の実現に資する情報を得るという目的を果たせるよう、指標の設定・測定が目的化しないように留意するものとする。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討するものとする。

また、アジャイル型政策形成など、全てにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。

3) 政策の効果の把握に当たっての留意点

政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政

策効果の把握に必要な情報・データや事実が、可能な限り自動的に、仮に自動的にでなくとも効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮した設計となるよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあつては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

5 事前評価の実施に関する事項

5.1 基本的な考え方

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとする。その際、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

また、事前評価については、政策の効果が発現した段階において事後評価によりその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていく。

5.2 事前評価の対象と当該対象の評価方式

事前評価は、次の方式により行うものとする。

1) プロジェクトの工程レビュー

情報システムの整備に係る政策については、基本的に、標準ガイドラインに基づき、[1] プロジェクトの立ち上げの承認（予算レビュー）、[2] 調達仕様書に添付する要件定義書の作成終了前（執行レビュー）、[3] 設計・開発工程に入る前に要件定義の確定を行う前、[4] 総合テスト計画書の確定を行う前、[5] リリース前（リリース判定）を行う。

2) 評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策等

当庁が行う評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策については、事業評価方式を用いるものとし、これに加えて、次に掲げる政策については、それぞれに定める内容のとおりとする。

ア 研究開発

研究開発を対象とする事前評価は、評価法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28

年12月21日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)等を踏まえて行う。

イ 規制

規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価は、規制の政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、行うものとする。

また、事前評価の実施が義務づけられている規制以外に、庁令、告示及び通達の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策については、必要に応じ、事前評価を行うよう努めるものとする。

ウ 租税特別措置等

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、行うものとする。

6 事後評価の実施に関する事項

6.1 基本的考え方

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。

6.2 事後評価の対象と当該対象の評価方式

事後評価は、次の方式により行うものとする。

1) プロジェクトの評価

次の区分に応じて、プロジェクトの評価を行う。

ア 情報システム

情報システムの管理（情報システムの機能をリリースした後の一切のプロセスをいう。）に関する政策については、標準ガイドラインに基づき、[1] サービス・業務の運営と改善、[2] 運用・保守、[3] システム監査等

において、必要に応じ、評価・レビューを行う。

イ 非情報システム

情報システム以外に係る政策等については、必要に応じて、評価・レビューを行う。

2) 行政事業レビュー

行政事業レビュー実施要領に基づき、当庁が所管する原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（EBPM）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算の概算要求や執行等に反映させること等で、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するため、行政事業レビューを行う。

3) 5.22) 評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策等

評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策等については、次に掲げる事後評価については、それぞれが定める方式により、その他については、原則として、事業評価方式により、事後評価を行うものとする。

ア 規制に係る事後評価

事前評価を行った規制の新設又は改廃に係る政策については、規制の政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、事後評価を行うものとする。

イ 租税特別措置等

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、行うものとする。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して、事前評価を実施した場合は、当初の租税特別措置等の要望に対する事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

7 学識経験者等の知見の活用に関する事項

7.1 政策評価に係る有識者会議の設置

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルにおいて、広範な視点からできる限り客観的なものとして実施されることを確保することにより次の政策に生かされ、政策の質を高めることに意義があり、政策評価制度やE B P Mを始めとする新たな政策立案の考え方、評価対象となる政策について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等（以下「学識経験者等」という。）の協力を得ることが重要である。

このため、当庁の政策を、第三者の視点から、客観的に評価し、問題解決を促すため、学識経験者等をメンバーとする有識者会議を設置するものとする。なお、7.2に掲げる有識者会議が開催され、当該有識者会議が関与する政策を評価する場合には、当該議論を優先するものとする。

7.2 その他の有識者会議の活用

必要に応じ、個別の政策を立案、評価、調整等するため、各種有識者会議を開催する。標準ガイドラインに基づき、プロジェクト検証委員会を設ける場合もある。

8 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項

8.1 基本的考え方

政策の所管部局及び政策評価担当参事官は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。

8.2 具体的な仕組み

1) 政策所管部局への情報提供

政策の所管部局等は、政策評価の結果を政策の企画立案作業に活用できるよう、評価結果を速やかに関係する各部局に共有するとともに評価過程における情報を必要に応じて提供する。

2) 政策評価担当参事官への反映状況の報告

政策の所管部局等は、実績評価方式、事業評価方式又は総合評価方式によ

る評価を実施した政策について、その評価結果の政策への反映状況を政策評価担当参事官に報告する。

3) 反映状況の公表

政策評価担当参事官は、上記②により報告を受けた内容を速やかに取りまとめ、評価法第11条に基づく政策評価の結果の政策への反映状況（以下「政策への反映状況」という。）として、総務大臣（行政評価局）に通知するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

9 政策評価に関する情報の公表に関する事項

9.1 基本的考え方

評価書においては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、評価法第10条第1項各号に掲げられている事項について分かりやすく記載する。評価書の要旨においては、評価書の主な内容を簡潔に記述することにより政策評価の結果を分かりやすく示す。②政策への反映状況の公表は、政策評価の結果及び当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）を分かりやすくかつ具体的に記載したものにより行う。③評価法第10条に基づく評価書及びその要旨等の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の考え方にに基づき適切に対応する。

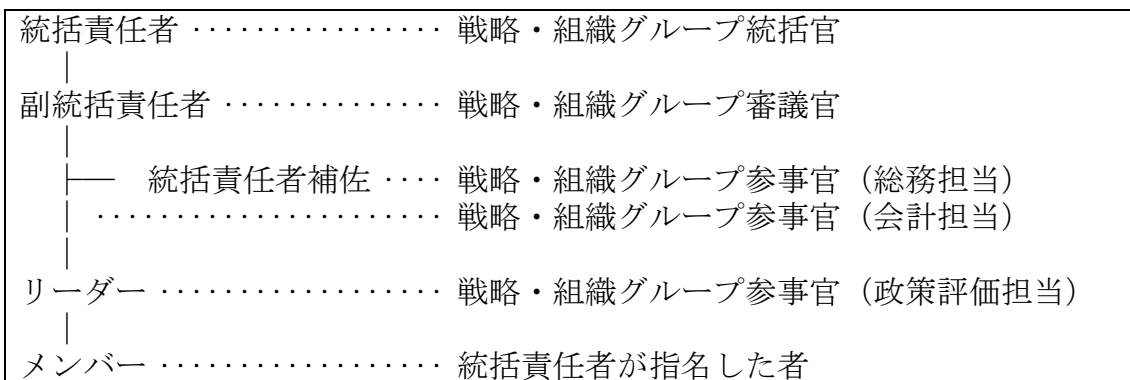
9.2 具体的方法

政策評価結果等の公表は、デジタル庁ウェブサイトへの掲載といった国民が容易に入手できる方法で行う。

10 政策評価の実施体制に関する事項

10.1 実施体制

政策評価の実施に当たっては、政策評価に関する事務を担当する統括官及び審議官をはじめとする政策評価及び行政事業レビューを担当する組織が、他の組織との次の役割分担の下、相互に連携を図りながら政策評価を実施するものとする。なお、戦略・組織グループに政策評価・行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を置く。チームは次の者から構成するものとする。



1) 政策評価及び行政事業レビューを担当する組織

政策評価に関する基本的事項の企画及び立案、政策評価の総括及び実施その他の政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次の事務を行うものとする。

ア 基本計画等の立案

本基本計画、実施計画の立案及びその他の政策評価に関する基本的事項の企画及び立案

イ 政策評価に関する支援及び人材育成

政策所管部局が実施する政策評価に関する指導並びに援助、及び政策評価に必要な職員の人材確保の推進並びに資質の向上

ウ 政策評価の実施及び客観的審査等

当チームにおいて政策評価を実施するのが相当であると認める政策に係る政策評価の実施及び政策担当組織が行った政策評価の客観性、適正性、妥当性等の審査

エ 政策評価の実施状況のとりまとめ等

評価結果の政策への反映の推進及び反映状況（評価書）のとりまとめ、公表

オ 行政事業レビュー

行政事業レビュー実施要領を踏まえた、行政事業レビューの企画、実施、とりまとめ、公表

2) プロジェクト評価担当組織

プロジェクトの工程レビュー及び評価に係る企画、実施、とりまとめ

3) 政策担当組織

政策の企画立案、実施、実施状況の把握、改善・見直しといった政策形成ライフサイクルの実施

10.2 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

当庁は、ウェブサイトを活用して、意見・要望を受け付けるものとする。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

1.1 その他政策評価の実施に関し必要な事項

毎年度の評価書の提出時期等、本基本計画に定める事務の実施に必要な事項は、政策評価担当参事官が別に定める。また、本基本計画については、評価法又は基本方針の見直し、政策の効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じ所要の見直しを行う。

1.2 附則

2024年（令和6年）3月27日施行

1) 施行日

本計画は、2024年（令和6年）1月1日から施行するものとする。なお、計画期間の開始から施行日までの間については、さかのぼって効力を生ずるものとする。

2) 廃止及び経過措置

政策評価に関する基本方針の改定によりデジタル庁政策評価基本計画（令和4年3月29日内閣総理大臣決定）は廃止する。なお、本計画に基づいて、現在行っている取組については、なお従前の例による。